

決議について

リニア中央新幹線は、将来の日本を支える新たな国土の大動脈として、関東・中部・近畿圏の交流、連携を一層強化させ、人口約 7000 万人のスーパー・メガリージョンを生み出す重要な社会基盤であり、その開業の効果は、三重県においても、観光や産業経済、県民生活等の様々な分野に波及し、本県のさらなる発展に大きく寄与するものである。

平成 23 年 5 月に全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画が決定され、東京・名古屋間については、平成 26 年 10 月に認可された工事实施計画により、現在、困難な諸課題に直面しながらも、建設工事が進められている。

まずは、この区間の事業を 2027 年開業に向けて着実に進めるとともに、開業後連続して行うとされる名古屋・大阪間の速やかな事業着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

一方、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業されてこそ機能が完全に発揮される事業とされているが、名古屋・大阪間については、整備計画において奈良市附近が主要な経過地とされているもののルートや停車駅の設置が未だ決定されていない状況にある。

こうした中、政府においても、「経済財政の運営と改革の基本方針(骨太の方針)」において、建設主体による全線の駅・ルートの公表に向けて必要な連携、協力を行うことや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図ることが位置付けられたところである。

よって我々は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の事業目標に則り、三重・奈良・大阪ルート及び県内への停車駅設置の早期確定と東京・大阪間の一日も早い全線開業に向けて、次の事項について一致協力して強力な運動を展開するものとする。

- 1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは東京・名古屋間については、工事实施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、未着工区間については、国、JR 東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図ること。
- 2 名古屋・大阪間のルートは、南海トラフ地震などの災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとし、県内の停車駅位置は、鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案し、リニア中央新幹線の整備効果を県内全域に波及できる場所とすること。
- 3 駅周辺の魅力あるまちづくりに向けた具体的な検討など、事業促進に向けた環境整備を着実に図ることができるよう、三重県内の概略ルート及び停車駅の概略位置を早期に公表すること。
- 4 技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、東京・名古屋間の工事等を検証し、今後の円滑な事業実施につながる事前の対策を講じるなど、一日も早い全線開業のための方策を引き続き検討すること。
- 5 リニア中央新幹線の推進にあたっては、東京・名古屋間の整備状況等を踏まえながら、沿線地域として円滑な環境アセスメント等の実施に役立つよう、引き続き関係者による意見交換等の機会を定期的に設けるなど、緊密な協力関係の構築に努めること。

以上決議する。

令和 2 年 7 月 1 4 日

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会